

資源有効利用促進法の概要

正式名称：資源の有効な利用の促進に関する法律

酒類容器等の3R
国税庁酒税課

●法律の目的

大量生産、大量消費、大量廃棄の状況を踏まえ、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生抑制及び環境の保全を目的としています。

●法律の概要

使用済物品等及び副産物の発生抑制や再生資源等の利用の促進に関する事項が規定されています。酒類業者の関連事項は、アルミ缶やPETボトルなどに分別回収するための表示が義務付けられています。

●表示義務がある者

表示が義務付けられた製品の製造、加工、販売を行う事業者（製造を発注する事業者を含む）

●表示が義務付けられている製品（注：酒類関係のみを記載）

1. 酒類が充てんされたスチール缶及びアルミ缶
2. 飲料・酒類・しょうゆ用のPETボトル
3. プラスチック製容器包装（2を除く）
4. 紙製容器包装（アルミ不使用の飲料用紙パック及び段ボール製の容器包装を除く）

●表示事項

1箇所以上に、次のマークを付すこととされています。

●罰則

表示を欠く場合には、主務大臣から勧告・公表・命令が行われ、その命令に違反する場合には50万円以下の罰金に処せられます。

●表示すべきマーク

プラマーク



プラスチック製容器包装（飲料・酒類・しょうゆ用のPETボトルを除く）

紙マーク



紙製容器包装（アルミ不使用の飲料用紙パックおよび段ボール製の容器包装を除く）

PETマーク



飲料・酒類・しょうゆ用のPETボトル

アルミマーク



飲料・酒類用のアルミ缶

スチールマーク



飲料・酒類用のスチール缶

自主基準マーク※

紙パックのマーク



アルミ不使用の飲料用紙パック

段ボールのマーク



段ボール

※自主基準マークとは、表示の法的義務はありませんが、関係業界団体が自主的にマークを採用し、表示しているマークです。